

豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業
環境影響評価準備書に対する知事意見

事業者は、以下の事項について十分に検討し、その結果を環境影響評価書（以下「評価書」という。）に記載するとともに、事業の実施に当たっては、研究開発施設の立地予定者と十分な連絡調整を図り、環境保全に万全を期する必要がある。

1 全般的事項

- (1) 事業の実施に当たっては、準備書に記載されている事業計画策定時における環境配慮事項を確実に実施することはもとより、工事期間が長期にわたることから、環境保全対策に関する最新の知見を考慮し、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。
- (2) 環境への影響に関して新たな事実が判明した場合等においては、必要に応じて適切な措置を講じること。
- (3) 対象事業実施区域内に広く残す森林・谷津田（里山）の保全・維持管理については、地域の生態系ネットワークにも貢献が期待できることから、適切かつ持続的に実施すること。また、計画している環境学習施設における活動が地域の環境保全活動につながるよう努めること。
- (4) 造成法面、施設周辺及び施設の屋上等について、できる限り地域の植生等に配慮した緑化に努め、適切な管理に努めること。

2 大気質、騒音、振動

- (1) 施設関係車両の運行に伴う道路沿道への影響をより一層低減するため、通勤バスやシャトルバスの運行、パーク・アンド・ライド方式の採用等による関係車両の走行台数の抑制及び従業員の時差出勤等による関係車両の走行の分散化を徹底すること。
- (2) 工事の実施に当たっては、環境負荷をより一層低減するため、できる限り低公害型の車両や建設機械を採用するとともに、作業内容等を工夫して、周辺環境に十分配慮すること。
- (3) 用地造成工事により、広く裸地が出現することから、粉じんによる周辺環境に

与える影響の低減対策を徹底すること。

- (4) 微小粒子状物質については、対象事業実施区域周辺において実施した現地調査の結果を記載するとともに、今後も知見の収集等に努めること。
- (5) 道路交通騒音について、工事関係車両及び施設関係車両の増加による影響があるとしていることから、必要に応じて、沿道の学校、住宅等に配慮して調査地点を追加するなど適切な環境監視を実施すること。
- (6) 建設機械の稼動及び発破作業に伴う騒音及び振動について、対象事業実施区域近傍に学校、住宅等が立地していることから、必要に応じて、調査地点を追加するなど適切な環境監視を実施すること。
- (7) テストコースの一部では、早朝から夜間までテスト走行しているが、対象事業実施区域周辺は静穏な地域であることから、住民等への影響のさらなる低減に努めること。

3 水質

- (1) 用地造成工事の実施に当たっては、降雨による濁水の流出防止のため、仮設沈砂池及び調整池の維持管理を適切に行うこと。また、雨水流出に伴う流出土砂や濁りの影響を把握するため、周辺河川の適切な地点において環境監視を実施すること。
- (2) 排水処理施設の排水の放流先は、比較的流量が少ない小規模な河川であるため、供用時においても、専門家の指導や助言を得ながら、環境監視を実施すること。

4 地下水の状況及び地下水質

地下水の状況（地下水位）について、統合型水循環シミュレーションモデルを用いて予測しているが、予測条件等をよりわかりやすく記載すること。また、湿地における地下水位について、影響の回避・低減の観点から検討してきた内容を記載すること。

5 動物、植物、生態系

- (1) 動物及び植物への影響予測について、予測対象種の生息及び生育の状況を踏まえ、予測結果に至った理由等をよりわかりやすく記載すること。

- (2) 生態系について、類型区分の概況、地域を特徴づける生態系の特性、注目種・群集を抽出した理由等をよりわかりやすく記載すること。
- (3) ミゾゴイ、ハチクマ及びサシバについては、工事中の影響を低減するため、専門家の指導や助言を得ながら、工事計画等を十分検討するとともに、環境保全措置を確実に実施すること。
- (4) アニマルパスの設置及びビオトープの創出に当たっては、専門家の指導や助言を得ながら、適切に行うこと。
- (5) 外周フェンスの設置に当たっては、小動物の移動経路の確保について配慮すること。
- (6) 調整池の管理、表土の活用等に当たっては、外来生物による地域の生態系への影響の防止に配慮すること。
- (7) 工事関係車両及び施設関係車両による哺乳類との衝突事故を未然に防止するため、関係者への啓発に努めること。
- (8) 環境保全措置並びに事後調査及び環境監視の実施に当たっては、必要に応じて専門家の指導や助言を得ながら、適切に行うこと。特に、事後調査として実施する生息環境調査及び生育環境調査では、対象種毎に適切な項目を選定すること。

6 景観

防音壁やフェンスの設置に当たっては、構造、色彩等に配慮することにより、周辺景観との調和に努めること。

7 廃棄物等

工事中及び供用時に発生する廃棄物については、発生を抑制することはもとより、再使用又は再生利用を徹底するとともに、再使用又は再生利用できないものについては、適正に処理すること。特に、工事による伐採樹木が大量に発生することから、外周フェンス及びチップ材以外の利用方法についても検討し、できる限り場内で再利用するよう努めること。

8 温室効果ガス等

施設供用時における温室効果ガス等の排出をより一層低減するため、再生可能

エネルギーを積極的に導入するとともに、施設の省エネルギー化に努めること。

9 その他

- (1) 評価書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、わかりやすい内容となるよう努めること。
- (2) 評価書については、電子縦覧を行うなど、広く周知に努めること。
- (3) 事業の実施に当たっては、今後とも積極的な情報発信を行うとともに、環境に関する要望等に対して、適切に対応するよう努めること。